

令和 8 年 8 月 2 1 日

土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル方式による契約候補者の特定の結果について

土浦市長 安藤 真理子

土浦市未収金債権徴収業務委託プロポーザル実施要綱（令和 8 年土浦市告示第 3 0 4 号）に基づき、土浦市未収金債権徴収業務委託に係る契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）の特定に当たり、公募を実施したところ、3 者からの参加表明があり、その者を技術提案書の提出要請者として選定し、技術提案書の提出を受け、土浦市未収金債権徴収業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査及び評価を行った結果、下記のとおり契約候補者の特定をしたので、公表します。

記

- 1 契約候補者
弁護士法人 一番町綜合法律事務所
（東京都千代田区紀尾井町 3 番 1 2 号紀尾井ビル）
- 2 審査実施日
令和 8 年 8 月 7 日（金）
- 3 審査結果

提案者	評価点合計 （5 0 0 点満点）	審査結果
弁護士法人 一番町綜合法律事務所	4 3 4 点	特定
A 社	3 9 7 点	
B 社	3 8 4 点	

※ 1 選定委員会では、次の項目について審査及び評価を行いました。

①業務実施方針（業務への理解、債務者への福祉的配慮）、②業務実施体制（人員体制、責任者及び従事者、本市との連絡体制、個人情報保護）、③業務実施計画（計画の実行性、スケジュール管理）、④業務実施内容・手法（未収金債権徴収業務（催告及び収納業務）、納付相談及び納付指導業務、収納金の管理及び払込業務・調査業務・報告業務、その他業務実施における工夫）、⑤受託実績、⑥成功報酬見積、⑦その他の提案事項

※ 2 評価点の公表に当たっては、事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け、競争性を向上させる観点から、契約候補者以外の提案者名は除いています。